

【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年 8月28日

【報告者の名称】 株式会社ファンケル

【報告者の所在地】 横浜市中区山下町89番地 1

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町89番地 1

【電話番号】 045 - 226 - 1200(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長 小峰 雄平

【縦覧に供する場所】 株式会社ファンケル
(横浜市中区山下町89番地 1)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「当社」とは、株式会社ファンケルをいい、「公開買付者」とはキリンホールディングス株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注 3) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 4) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注 5) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注 6) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものです。

1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

2024年6月17日付で公開買付者が提出した公開買付届出書(公開買付者が2024年6月24日付、同月26日付、2024年7月29日付及び2024年8月7日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、公開買付者が、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年8月28日付で関東財務局長に提出したことに伴い、2024年6月17日付で提出いたしました意見表明報告書(当社が2024年7月29日付及び2024年8月7日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2 【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

< 前略 >

これを受け、公開買付者は、2024年8月6日付の取締役会において、本公開買付価格を2,690円から2,800円に変更した上で、公開買付期間を2024年8月28日まで延長して合計51営業日とすることを決定したとのことです（以下「本買付条件等変更」といいます。）。また、公開買付者は、当該取締役会において、本買付条件等変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更せず、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨を決定したとのことです。本買付条件等変更後の本公開買付価格（2,800円）は、本公開買付けの公表日である2024年6月14日の前営業日である2024年6月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,884.5円に対して48.58%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値1,974円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して41.84%のプレミアム、同日までの直近3か月間の終値単純平均値1,961円に対して42.78%のプレミアム、同日までの直近6か月間の終値単純平均値2,099円に対して33.40%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付条件等変更後の本公開買付価格（2,800円）での公開買付けは、当社株式の合理的な売却の機会を当社の株主の皆様に対して提供するものであると考えているとのことです。

(訂正後)

< 前略 >

これを受け、公開買付者は、2024年8月6日付の取締役会において、本公開買付価格を2,690円から2,800円に変更した上で、公開買付期間を2024年8月28日まで延長して合計51営業日とすることを決定したとのことです（以下「本買付条件等変更」といいます。）。また、公開買付者は、当該取締役会において、本買付条件等変更後の本公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格を一切変更せず、また、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨を決定したとのことです。本買付条件等変更後の本公開買付価格（2,800円）は、本公開買付けの公表日である2024年6月14日の前営業日である2024年6月13日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値1,884.5円に対して48.58%、同日までの直近1か月間の終値単純平均値1,974円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して41.84%のプレミアム、同日までの直近3か月間の終値単純平均値1,961円に対して42.78%のプレミアム、同日までの直近6か月間の終値単純平均値2,099円に対して33.40%のプレミアムを付した価格となっていることを踏まえると、公開買付者としては、本買付条件等変更後の本公開買付価格（2,800円）での公開買付けは、当社株式の合理的な売却の機会を当社の株主の皆様に対して提供するものであると考えているとのことです。

その後、公開買付者は、当社の株主であるエムワイ アルファ マネジメント 香港 アドバイザーズ リミテッド (MY. Alpha Management HK Advisors Limited) が2024年8月22日付で関東財務局に提出した大量保有報告書の変更報告書により、同社の当社株式に係る株券等保有割合が8.94%から9.94%に増加したことを認識したことから、当社を通じて同社に対し、同社の保有する議決権の総株主等の議決権に占める割合を確認したところ、2024年8月26日、当社の主要株主の異動が発生したことを確認したとのことです。また、公開買付者は、当社から、2024年8月26日に、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づき、2024年8月26日付で臨時報告書を提出する予定である旨の連絡を受け、当社により2024年8月26日付で当該臨時報告書が提出されたことを確認したため、2024年8月28日付で、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することとしたとのことです。なお、公開買付者としては、本公開買付けの公表及び公表前のメディア報道が行われた2024年6月14日からエムワイ アルファ マネジメント 香港 アドバイザーズ リミテッド (MY. Alpha Management HK Advisors Limited) が当社の主要株主となった2024年8月22日までの期間に、同社が当社株式の取得だけでなく株券等保有割合で1%以上に相当する当社株式の処分を含む当社株式の取引を市場外取引も含めて複数回にわたって実施していることを考慮すれば、当該訂正届出書の提出後において、同社が当社株式の処分等及びそれに引き続く取得等を実施することにより、更なる主要株主の異動が繰り返し発生する可能性があると考えているとのことです。公開買付者としては、当該訂正届出書の提出後、更に公開買付期間が延長されることを目的として、又はそのことを認識しながら、同社に関して当社の主要株主の異動を発生させるために、同社が当社株式の処分又は取得等を行ったと合理的に判断される場合には、かかる主要株主の異動を理由とする公開買付届出書の訂正届出書の提出及びこれに伴う公開買付期間の延長は行わないとのことです。

また、公開買付者は、2024年8月6日付の取締役会において、法に基づく義務がないにもかかわらず、任意に再度の公開買付期間の延長を行うことはない旨を決定しているとのことであり、かかる決定は引き続き存続するものの、当該訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を、当該訂正届出書の提出日である2024年8月28日から起算して10営業日を経過した日に当たる2024年9月11日まで延長する必要があることから、上記の法及び府令の規定に基づく義務の遵守のため、2024年8月28日付で、公開買付期間を2024年9月11日まで延長し、合計61営業日とすることとしたとのことです。

- (6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、51営業日に設定したとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、61営業日に設定したとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

(訂正前)

<前略>

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を51営業日としているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期にすることにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

(訂正後)

<前略>

また、公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日であるところ、公開買付期間を61営業日としているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期にすることにより、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

以上